

環境にやさしい農業拡大推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、自然環境を維持し、限りある資源を循環活用する「環境と共生する農業」を推進し、安全で安心な農産物の生産によって消費者の信頼回復を図るため、農業団体、出荷団体、農業法人、農業者、その他知事が適当と認める団体等（以下「事業実施主体」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象及び補助率)

第2条 福島県知事（以下「知事」という。）は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の補助率は別表のとおりとする。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施)

第3条 事業実施主体は、国交付要綱第4条第3項に基づき、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する。

(申請書の様式並びに消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 事業実施主体の長は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規程による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、規則第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該

申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を事業実施主体の長に送付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(変更・中止又は廃止の承認申請)

第7条 規則第6条第1項又は第2項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、環境にやさしい農業拡大推進事業実施状況報告書（様式第5号）により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

2 事業実施主体は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第7号により、その事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（交付金の額の確定等）

- 第12条 知事は、第11条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付の請求）

- 第13条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、当該事業が完了した場合は、補助金交付請求書（様式第9号）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（交付決定の取消等）

- 第14条 知事は、第7条の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じ

て、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 11 条第 3 項の規定を準用する。

(会計帳簿等の整備等)

第 15 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による（当該省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）による）。
2 その取得価格が 50 万円を超えるもの	

(権限の委任)

第 17 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日より施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 18 日より施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表（第2条・第6条・第17条関係）

メニュー	経費	補助率	重要な変更
有機JAS認証等拡大推進事業	<p>農業者の有機JAS認証取得に要する経費</p>	<p>新規取得 3/4以内 継続 1/2以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増
	<p>福島県産有機農産物を扱う事業者等の有機JAS小分認証取得に要する経費</p> <p>(1) 小分認証の取得に必要な施設の整備費用</p> <p>(2) 小分認証取得費用</p>	<p>(1) 1/2以内 ただし、200万円を上限とする</p> <p>(2) 定額 ただし、30万円を上限とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増
有機農産物等の供給体制の整備	<p>有機農産物等の生産出荷に必要な機械の購入費、パイプハウス、予冷库等の施設の工事費、実施設計費及び工事雑費</p>	<p>1/2以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・事業費の30%以上の増減 ・県補助金の増